

NPO資金獲得セミナー委託業務企画提案書募集要領

（事業の目的）

第1 休眠預金等活用制度をはじめ様々な助成金制度において事業の評価指針となっている社会的インパクト評価について理解を深めるほか、助成金等の資金獲得のための情報提供を目的としたセミナーを開催する。

（事業の内容）

第2 別紙1「NPO資金獲得セミナー委託業務仕様書」のとおり。

（委託期間）

第3 委託期間は、契約の日（令和7年8月下旬を予定）から令和7年12月26日までとする。

（委託金額）

第4 委託金額は、693,750円（消費税等を含む）を上限とする。

（事業実施要件）

第5 委託事業の経理を明確にするため、委託事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

（委託の方法）

第6 企画提案書を募集し、県が設置する選定委員会において、選定された事業者と、業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

（応募者の資格）

第7 応募者は、以下の条件を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）企画提案書提出期限の時点で、令和6・7年度入札参加資格者名簿「（大分類）03. 役務の提供等」のうち、「（中分類）16. その他の業務委託等」の「（小分類）03. 研修」に登録されている者であること。
- （3）県内に本社、支社、営業所又は事務所を有すること。
- （4）特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。
- （5）企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止を受けていないこと。
- （6）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

※なお、上記（１）から（６）を満たす複数の団体からなる共同事業体による応募も可能とする。共同事業体で企画提案を行う場合は、事前に申し出ること。

（応募の手続き）

第８ 応募者は、以下により企画提案書等を作成し、持参又は郵送により提出すること。

（１）提出書類

ア 企画提案書（様式１）

「提案内容」は、Ａ４判・縦置き・片面の用紙に５枚以内で作成すること。

ただし、以下に該当する場合は、それぞれに掲げる書類をあわせて提出すること。

（ア） 設立１年以上の法人格のない団体

団体の定款（会則）、役員名簿、直近の事業報告書及び活動計算書

（イ） 設立１年未満の法人格のない団体

団体の定款（会則）、役員名簿、直近の事業計画書及び活動計算書

（ウ） 設立１年未満の特定非営利活動法人（愛知県認証法人を除く。）

直近の事業計画書及び活動計算書

（エ） 所轄庁が愛知県以外の特定非営利活動法人

定款、直近の事業報告書及び活動計算書、貸借対照表、財産目録

イ 団体役員等情報（様式２）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式３）

（２）提出部数

アの企画提案書は７部（原本１部、写し６部）

イの団体役員等情報、ウの社会的価値の実現に資する取組に関する資料は１部

（３）提出期限

令和７年７月３１日（木）午後５時必着

※電子メール及びファクシミリによる応募は受け付けない。

（４）提出場所

名古屋市東区上堅杉町１ 愛知県女性総合センター（ウィルあいち）２階

あいちＮＰＯ交流プラザ

（５）企画提案書の取扱い

提出のあった企画提案書については、返還しない。

（６）その他

企画提案書作成及びプレゼンテーションに必要な費用については、各提出者の負担とする。

（事前説明会の開催）

第９ 応募を希望する者を対象に、下記のとおり事前説明会を開催する。出席は応募の必須条件ではないが、応募を希望する者は可能な限り出席すること。なお、会場の都合により出席者は１者（団体）２名以内とする。

（１）日時

令和７年７月１５日（火） 午後２時から午後３時まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸3丁目1-2 愛知県庁本庁舎 3階 第5会議室

(3) 参加申込方法

下記のとおり電子メールで行うこと。

- ・申込期限：令和7年7月14日（月）午後5時まで
- ・本文中に以下の情報を記載すること
貴社（団体）名
参加者所属・氏名
連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・申込先：愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課NPOグループ
電子メール：npo-plaza@pref.aichi.lg.jp

(提案の審査及び委託先の決定)

第10 次の（1）から（7）の審査基準を基に、別に設置する選定委員会において、期限までに提出された企画提案書について、第1次選定により5者を選定した後、その企画提案について第2次選定を行い、最優秀企画提案者を1者選定する。なお、審査の実施方法は書面審査又はプレゼンテーションによる審査とし、選定委員会委員長が判断する。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 現状分析
- (3) 提案内容の的確性
- (4) 期待できる効果
- (5) 事業実施能力
- (6) 事業積算の妥当性
- (7) 社会的価値の実現に資する取組

(選定委員会の開催)

第11 選定委員会の開催方法及び日時については、後日提案者に通知する。

(委託料の支払)

第12 委託料の支払方法については、県と委託先との協議により決定する。

(事業実施日程)

第13 事業実施日程は、次のとおりとする。

① 公募開始	令和7年7月3日
② 事業説明会実施	7月15日
③ 企画提案書提出期限	7月31日
④ 選定委員会の実施、企画提案の決定	8月中旬
⑤ 委託契約締結、事業開始	8月下旬
⑥ 事業終了	12月26日